

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積る契約金額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となります。

また、入札書の提示までに、入札保証金免除に該当することを確認できる書類または入札保証金が納入済みであることを証する書類を提示しなければなりません。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後、還付します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部または一部が免除されます。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出した場合。(提出書類：保険証書)

提出期限：令和3年 1月20日(水) 17時

- (2) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(提出書類：別添「同種・同規模の履行実績」と契約書(写)に加え履行証明書又は納品書若しくは完了届等を添付すること。)

※平成31年 1月22日以降の日に契約履行実績があること。

提出期限：令和3年 1月20日(水) 17時

4 入札保証金を納付する場合

県が納付書を発行しますので、金融機関等で納付してください。納付手続は次のとおりです。

- (1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書及び債務者登録票に必要事項を記入し、

令和 3年 1月19日(火) 12時までに県立埋蔵文化財センターへ提出する。

イ 入札保証金納付書発行依頼書に基づき納付書を発行するので、指定金融機関において納付する。

ウ 領収書の写しを県立埋蔵文化財センターに速やかに提示する。

- (2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合(沖縄県内)、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

- (3) 還付方法

入札終了後、入札保証金払戻請求書を提出いただき、指定口座へ振り込み還付いたします。なお、落札者については、契約保証金への充当も可能であるため別途調整します。

～関係法令等～

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の入札保証金)

第百六十七条の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第百六十七条の十三 第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十二(第六項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

沖縄県財務規則(抄)

(入札保証金)

第100条 令第167条の7(令第167条の13及び令第167条の14において準用する場合を含む。)の規定による入札保証金の率は、見積る契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の5以上とする。